

## 報道機関の皆さんへお知らせ

配付年月日	令和5年(2023年) 11月16日(木)15:00	連絡先	北海道八雲保健所(北海道渡島総合振興局 保健環境部八雲地域保健室) 健康推進課長 金澤 由佳理 TEL 0137-63-2168
標 題	インフルエンザ注意報の発令について		
日 時	令和5年(2023年)11月16日(木)15時00分		
場 所			
内 容	八雲保健所管内において、インフルエンザの患者数が注意報の発令基準以上となったため、別紙のとおり、注意報を発令しましたのでお知らせします。		
取材に当たっ てのお願い	住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスクの着用や咳エチケットの励行、十分な栄養と睡眠をとり体の抵抗力をつけるなど感染予防の呼びかけをお願いします。		

# インフルエンザ注意報の発令について

令和5年11月16日（木）15時00分

北海道八雲保健所

電話：0137-63-2168

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第45週（令和5年11月6日～令和5年11月12日）において、八雲保健所管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報の発令基準以上となりましたので、インフルエンザ注意報を発令します。

## 記

### 1 定点医療機関あたりの患者報告数（第45週速報値）

区分	八雲保健所	全道	全国
定点あたり患者数	10.33人	25.78人	集計中

### 2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

### 3 参考

#### (1) インフルエンザの注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により、八雲保健所管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

**【発令基準】** 注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合

警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合

※警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

#### (2) 最近5週間における定点医療機関の患者報告数（単位：人）

	第41週 (10/9～10/15)	第42週 (10/16～10/22)	第43週 (10/23～10/29)	第44週 (10/30～11/5)	第45週 (11/6～11/12)
八雲保健所	5 ( 1.67)	1 ( 0.33)	8 ( 2.67)	0 ( 0.00)	31 (10.33)
全道	1,106 ( 4.89)	2,077 ( 9.19)	4,425 (19.58)	5,577 (24.68)	5,826(25.78)※
全国	54,709 (11.07)	81,160 (16.41)	97,292 (19.68)	104,359 (21.13)	集計中

( ) は1 定点医療機関あたりの報告数

※第45週の患者報告数は速報値。